



郵政産業労働者ユニオン中国

第113号

2023年2月17日発行

発行⇒郵政産業労働者ユニオン中国地方本部

Tel&amp;Fax⇒082-244-7719

[piwu-chugoku@abelia.ocn.ne.jp](mailto:piwu-chugoku@abelia.ocn.ne.jp)<http://www.piwu-chugoku.net/>

# 郵政ユニオン中国地方本部 春闘要求書提出

中国地方本部は2月15日、日本郵便中国支社長へ「2023年春季生活闘争の要求」を提出し、事実上23春闘がスタートしました。

世界情勢の不安定化で物価高騰は留まるどころを知らず、生活実態は過酷さを増しています。私たちが求めてきたのは、「いま働く職場環境をよりよくする」「均等待遇の実現」そして「ベースアップを伴う大幅な賃金引上げ」です。会社は内部留保を積み上げながら、現場を支える労働者には足かけ8年も充分な処遇改善をして来ませんでした。皆さんも私たちとともに声を挙げ、会社へ窮状を訴えましょつ!!

中国地方の私たちが特にこだわる「要求項目」をご紹介します—

- ・ 時給制契約社員のスキル評価について、ランク設定が B 止まりとなっている場合は新たに A ランクを設けること。
- ・ パワハラ・いじめの実態が依然として報告されている。特に岡山局においては、他に例を見ないほどひどい状況となっている。岡山局はもちろんのこと、各職場においても周知・点検を一層強化し、会社側の責務として根絶すること。
- ・ 健康診断について、全ての社員が勤務時間中に受診出来るよう対策を講じると共に、勤務時間内に受診出来ない場合は、超過勤務手当と交通費を支給すること。
- ・ 病気休暇取得に関して、診断書必須ではなく領収書提出でも承認すること。

## 2023年春季生活闘争の要求（抜粋）

- 超過勤務に依存した業務内容を、一日8時間労働で終わるよう改善すると共に、大幅な増員を正社員で確保すること。
- 長時間労働の是正に向けて、一日の所定労働時間を縮減すること。
- 中国支社管内における、23年度の期間雇用社員からの正社員登用人数を明らかにすること。
- 中国支社管内における、地域基幹職・一般職の23年度採用者数を明らかにすること。
- 月給制契約社員の基本月額を31,000円以上引き上げること。
- 時給制契約社員の時給を1,500円以上とすること。
- 再雇用シニアスタッフ社員の基本給を月額37,000円以上引き上げること。
- シニアスタッフ社員の基本給を月額37,000円以上引き上げること。
- 正社員の基本給を月額29,000円以上引き上げること。
- 全社員の年間一時金を4.5月とすること。
- 全社員に対し、扶養手当、住居手当を支給すること。
- 全社員が社宅に入れるようにすること。
- 全社員に対し、退職金制度を設けること。
- 非番日労働の割り増し手当は、全社員100分の135として支給すること。
- 全ての社員の休暇を、現行適用されている正社員と同様にすること。
- 全ての期間雇用社員について、契約更新3年でアソシエイト社員とし、アソシエイト社員転換後、2年で希望する社員は全員正社員へ登用すること。
- 登用に当たってweb方式の試験を廃止すること。
- 一般職、地域基幹職への登用者数を大幅に拡大すると共に、一般職の基本給を改善すること
- コロナ禍においても、確実に業務を遂行している全社員に対し、特別手当を支給すること。
- 発熱等の理由で会社指示により休む場合は、特別休暇を適用すること。万が一感染した場合でも、全社員特別休暇を適用すること。また自分の意志でPCR検査を受けた場合の費用は、会社負担とすること。
- 自家用車・バイクで通勤している社員に対する通勤手当について、年1回の見直しを改め2回とすること。
- バイクの更改基準について、年数ではなく走行距離を基準とするよう改めること。